

内閣総理大臣から移行認可書が交付され 一般財団法人へ移行（平成25年4月1日）

当機構は、これまで新公益法人制度への対応について準備を進めて参りましたが、この度、内閣総理大臣より一般財団法人への移行が認可され、本年4月1日に「一般財団法人道路新産業開発機構」へ移行登記いたしましたので、これまでの移行に関する経緯等についてご報告いたします。

I 公益法人制度改革の趣旨等

1. 公益法人制度の実態について

我が国の公益法人制度は、明治31年（1898年）に施行された旧民法に始まり、以来、公益法人は志のある人の集まり（社団法人）として、あるいは財産の集まり（財団法人）として、民間非営利部門において大きな役割を果たしてきました。

設立の根拠である民法第34条（新制度において廃止）では、公益法人は、主務官庁の許可を得て設立され、各種税制上の優遇措置等を受けながら様々な活動を行ってきました。

（公益法人の設立）

民法第34条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

2. 公益法人制度改革の経緯

平成16年12月に「公益法人制度改革の基本的枠組み」を閣議決定し、平成18年の通常国会に関連法案を提出し、同年5月成立しました。

平成19年4月には国の公益認定等委員会が発足し、平成20年4月には、公益認定等ガイドラインを決定、これにより新制度は平成20年12月1日より施行され、従来の公益法人は、平成25年11月末の移行期間の終了までに移行申請を行ない、一般法人若しくは公益法人への移行申請を経て新制度による法人へ移行することとなりました。

II 旧制度と新公益法人制度の比較

新公益法人制度では、旧制度における主務官庁制を廃止して準則主義を採用するに当たり、法人自らが責任をもって自主的・自立的に運営を行っていけるよう、法律でガバナンスに関する様々な事項を明確に定めることと

しました。

III 当機構の移行方針

新法人への移行において、当機構は、財団設立の趣旨から、道路に関連する新しい産業分野について調査研究するとともに、その育成を図る事業等を行うこととしており、移行後の新法人においても、これまでと同様な目的で活動することを前提に法人形態を考え、移行後の業務内容については現状から大きく変えないことも含め、経営基盤の安定と事業の継続性・自主性の確保が可能な「非営利型の一般財団法人」に移行することが適切であると判断しました。

また、一般法人へ移行後は、全所得課税ではなく収益事業のみの課税扱いとなり、法人税法上、公益法人等として取り扱われます。策定する公益目的支出計画の実施期間中は、毎年度行政庁（内閣府）に事業報告するなど必要な範囲で監督を受けますが、計画の終了により行政庁への報告は不要となり、公益目的事業を含む様々な事業活動が可能となります。

IV 移行認可申請手続き

平成24年3月21日、23日、理事会及び評議員会の決議により一般財団法人へ移行することを機関決定するとともに、「最初の評議員の選任方法に関する理事の定め」を同理事会で決議し、平成24年5月25日、「理事の定め」について国土交通大臣へ認可申請しました。

平成24年6月の理事会及び評議員会において、「最初の評議員選定委員会委員」（5名）を選任

平成24年8月の理事会及び評議員会において、「定款の変更の案」（最初の代表理事の選定を含む）並びに「公益目的支出計画案」について決議

公益目的支出計画とは、特例民法法人の移行時の純資産額を基礎に算定した公益目的財産額に相当する金額を公益の目的のために支出していく計画のことであり、当機構については、以下の内容で平成24年10月5日内閣府へ認可申請

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 公益目的財産額 | 38億円余 |
| (2) 実施事業内容（公益目的事業） | |
| ① ITSに関する調査研究及び普及促進 | |

②道路機能の発展に関する調査研究及び広報活動

(3) 毎年度の実施事業計画額 13,500 万円余

(4) 事業実施期間 29 年

平成 24 年 10 月 4 日、「最初の評議員の選任方法に関する理事の定め」について、国土交通大臣より認可

平成 24 年 10 月 5 日、移行認可申請書を内閣総理大臣あて提出

平成 24 年 11 月 28 日、29 日、定款の変更の案のうち、最初の代表理事の追加選任について、理事会及び評議員会の決議

平成 24 年 12 月 26 日、理事会において最初の評議員候補者の推薦について決議

平成 24 年 12 月 27 日、最初の評議員選定委員会を開催し、最初の評議員を選任

平成 25 年 1 月 28 日、役員評価委員会を開催し、対象となる役員について評価を得る

平成 25 年 3 月 11 日、評議員会において新法人の役員の選任について決議

平成 25 年 3 月 21 日、内閣総理大臣名で移行認可書の交付

平成 25 年 4 月 1 日、移行登記申請を行い、一般財団法人道路新産業開発機構に名称変更

V 最後に

当機構は、昭和 59 年 7 月 2 日、民法第 34 条の規定に基づき建設大臣より財団法人道路新産業開発機構として設立許可され、爾来、道路機能の健全な発展及び道路整備の拡充に貢献すべく、道路に関連する新しい産業分野について調査研究するとともにその育成を図る事業等を行ってまいりましたが、平成 25 年 4 月 1 日の一般財団法人移行後も、これまで以上に、ITS を始めとする道路に関する新事業分野の調査研究・開発及び普及促進等の公益事業を推進し、国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを最終目的に努めてまいり所存です。

引き続き、皆様方のご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

第 1 回理事会の開催概要

一般財団法人移行後の第 1 回理事会が下記のとおり開催されました。

1 月 日：平成 25 年 4 月 9 日（火）

2 決議内容

第 1 号議案 業務執行理事の選定の件

本件は、原案どおり承認可決され、井上啓一理事を業務執行理事である副理事長に、田島正興理事を業務執行理事である常務理事に選定いたしました。

第 2 号議案 基本財産の定め承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、一般財団法人道路新産業開発機構は、1,300,000,000 円の財産をもって基本財産を構成します。

この定めは、平成 25 年 4 月 1 日より施行します。

第 3 号議案 理事の職務及びその権限に関する規程承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、代表理事及び業務執行理事の職務及びその権限についての規程が制定されました。

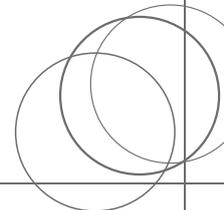
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行します。

第 4 号議案 理事の報酬等及び費用に関する規程承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、常勤理事及び非常勤理事の報酬等に関するもの並びに費用に関するものについての規程が制定されました。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行します。





第2回理事会の開催概要

1 月 日：平成 25 年 5 月 22 日（水）

2 決議内容

第1号議案 平成 24 年度事業報告承認の件
本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案 平成 24 年度決算の承認の件
本件は、原案どおり承認可決されました。

第3号議案 定時評議員会招集及び提出議題承認の件
本件は、原案どおり承認可決され、定時評議員会は次のとおり招集します。

日 時 平成 25 年 6 月 12 日（水） 午前 11 時

場 所 当機構会議室

議 題

第1号議案 平成 24 年度決算の承認の件

第2号議案 評議員 2 名選任の件

報告事項 1 平成 24 年度事業報告の内容報告の件

報告事項 2 ITS 世界会議東京 2013 及び当機構の取組み報告の件

3 報告内容

(1) 職務執行状況の報告の件

(2) ITS 世界会議東京 2013 及び当機構の取組み報告の件

第1回定時評議員会の開催概要

1 月 日：平成 25 年 6 月 12 日（水）

2 決議内容

第1号議案 平成 24 年度決算の承認の件
本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案 評議員 2 名選任の件
本件は、原案どおり承認可決されました。選任された評議員は以下のとおりで、定款の規定により、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までと

なります。

村上耕史氏 富士通株式会社次世代公共営業本部第三統括営業部長

山下幸彦氏 三菱重工業株式会社交通事業部東京営業所長

3 報告内容

(1) 平成 24 年度事業報告の内容報告の件

(2) ITS 世界会議東京 2013 及び当機構の取組み報告の件

TRAFFIC & BUSINESS

季刊・道路新産業

SPRING 2013 No.103

(平成25年6月30日)

発行 一般財団法人 道路新産業開発機構
〒112-0014 東京都文京区関口1丁目23番6号
プラザ江戸川橋ビル2階
TEL 03-5843-2911 (代表)
FAX 03-5843-2900
ホームページ <http://www.hido.or.jp/>

編集発行人 佐藤秀悦
編集協力 株式会社 きょうせい
印刷 有限会社セキグチ

★本誌掲載記事の無断複製をお断わりします。